

「平成29年度山口県食品衛生監視指導計画(案)」に対し、提出された意見とそれに対する県の考え方について

- (1) 意見募集期間 平成29年2月23日(木)～平成29年3月22日(水)  
 (2) 意見の件数 2人 15件  
 (3) 意見の内容と県の考え方

意見の内容	意見に対する県の考え方
<b>第2 監視指導に関する基本的事項</b>	
<p>1 「監視指導計画の対象」の記述に「下関市を除く」とあります。専門家だけでなく県民に提示し意見を求める計画(案)ならば、なぜ下関市を除くかを明示しておくべきと感じます。</p>	<p>中核市である下関市は、食品衛生法上、都道府県と同じ業務を行うこととされており、監視指導計画も独自に策定することから、本県計画の対象とはしていません。</p>
<b>第5 食品等の収去検査等</b>	
<p>2 アレルギー物質については、特定原材料7品目を対象とした内容となっておりますが「特定原材料に準ずるもの(奨励品目)」や「海外で規制のあるもの。食物アレルギーの症例があるもの」についてどのように対応するのか。パブリック・コメントでの指摘には「関係法令等を踏まえ必要に応じ検査対象の拡大を検討する」と回答されておりますが、上記御回答内容を計画(案)当該頁に明示した方が良いのではと感じます。</p>	<p>現在、食品表示法において健康被害に直接影響する可能性の高い特定原材料とされている小麦、卵、乳、そば、落花生、えび及びかにについて検査を行っています。今後、法改正等必要に応じ検査対象の拡大を検討することとします。</p>
<b>第11 食品等事業者の自主的な衛生管理の促進</b>	
<p>3 何箇所か「〇〇有資格者等の養成」という記述を見かけました。現在各有資格者が県内にどの程度おられるか、明示すべきではと感じます。</p>	<p>本計画(案)に「食品表示責任者の養成」「食の安心モニターの育成」について記述していますが、計画(案)は平成29年度の監視指導計画について記載したものであり、事業の進捗状況については記載しておりません。                      なお、現在の設置状況は次のとおりです。                      ・食品表示責任者：3,653名(H29.3現在)                      ・食の安心モニター累計：400名( )</p>
別表1, 2	
<p>4 別表1, 2に当計画(案)に関係する施設名の記載があります。当計画(案)の業務量を見える化するためにも、県内該当施設数を明示するのがよいのではと感じます。</p>	<p>本計画(案)には業種ごとの対象施設数を記載しておりませんが、毎年度、計画の実施状況の取りまとめを行っており、その際に業種ごとの対象施設数、監視目標件数、監視件数等を公表しております。</p>

その他		
5	<p>「食品表示の適正化」「関係者相互間の情報及び意見の交換」の記述がありますが、食品に最終的に接するのは購入者＝県民となります。</p> <p>県民が意見問い合わせ、不適切表示・不適切販売状況の連絡が容易に出来る施策を御検討願います。</p> <p>県民からの意見・日々の連絡が上がりやすくする為には広報が欠かせないと感じます。一般的手段の利用の他、県民の多くが所属するであろう組織＝企業への広報通知指導協力要請を継続的効果的に実施されます様宜しく御願い致します。</p>	<p>現在、食に関する一元的な相談体制として、保健所に食の安心相談員を配置しています。また、県庁生活衛生課に食の安心ダイヤルを設置するとともに、各保健所で電話での相談に対応しています。</p>
6	<p>当計画（案）20頁程度の資料と用語解説ではありますが、各法令・細則等も確認した上で意見を述べるべきと考えます。暦上1ヶ月、しかも2月月末を含むため、従来より少ない日数のパブリック・コメントは妥当でないと感じます。</p> <p>今回意見募集によって修正追記された資料を再提示の上で意見募集再実施を求めます。</p> <p>再実施がされない場合、以後パブリック・コメントについて募集期間に2月末を含む場合は、日数を考慮しての募集期間設定を宜しく御願い致します。</p>	<p>本パブリック・コメントは山口県パブリック・コメント制度実施要綱に基づき実施しております。</p> <p>また、パブリック・コメントの実施については、新聞広告（山口新聞、中国新聞に3月4日、宇部日報に3月6日に突出広告を掲載）により、広報に努めました。</p> <p>過去の食品衛生監視指導に関する不適切事案等については、毎年度、計画の実施状況の取りまとめを行っており、その際に不適事項とその対応状況等を公表しております。</p> <p>県広報誌については、隔月発行となっており、原稿を入稿する時期との兼ね合いから速報性のある県ホームページのほか、新聞広告や食の安心・安全メール、県庁情報公開センター、県内7地方県民相談室、山口県税事務所防府分室、県内8健康福祉センターにおける計画（案）の閲覧などにより、広報に努めて参りました。</p>
7	<p>今回の意見募集の広報・記事扱いが、実際どの程度あったのか、後々「広報が十分なされたか」を検証する為にも「県のホームページ＝県行政に関心又は用事のある県民が参照する媒体」ではなく、一般県民が広く目にする新聞にどう広告掲載した／記事掲載されたのか具体的（媒体、掲載日、大きさ）に提示願います。</p>	
8	<p>今回の計画（案）が妥当なものか判断する指標の一つに「過去の計画に対して結果が妥当だったか」もあると思われま。</p> <p>過去の食品衛生監視指導に関係して「不適切事案」「事故災害事案」の発生状況を明示した上で、それら事案を今後防止する為に今計画に何を盛り込んだのか分かる「計画（案）」を再提示の上で意見募集再実施を求めます。</p> <p>非実施の場合は非実施の具体的理由を明示願います。</p> <p>再実施がされない場合は、次回以降の計画（案）での「不適切事案」「事故災害事</p>	

	<p>案」の発生状況の明示、「不適切事案」「事故災害事案」発生への対応の明示、上記以外の理由からの過去計画との相違点の変更理由も含めての明示の実施を宜しく御願ひ致します。</p> <p>県行政では、1企業の申請に対して、内規に定める期間を超過して資料不足を理由に資料再提出を指示し、数年単位の長期検討を実施した例がある、と記憶しております。</p> <p>県民＝主権者からの資料不足又は期間不足による意見募集の期間延長／再実施の要請を断るのであれば、その理由を明示願ひます。</p>	
9	<p>今回の事案を含め、県広報誌に個々のパブリック・コメントについてや、パブリック・コメント全般に関する記事が掲載されていない理由を明示願ひます。</p> <p>前述意見に対する御返答と、意見送付県民数・意見数より、広報が十分になされたのか御判断の上明示願ひます。</p>	
10	<p>当件の内容は、専門性の高いものとなっていると考えます。</p> <p>県民からの意見募集のほかに、関係者・専門家からの直接の意見聞き取り等の実施を御願ひ致します。</p>	<p>山口県食の安心・安全審議会等において関係団体、学識経験者等から広く意見を募集しています。</p>
11	<p>一部では併記実施されておりますが、可能であれば年次把握が誰でもし易いように年代は全て元号西暦併記頂けましたら幸いです。</p>	<p>御意見として賜り、今後検討させていただきます。</p>
12	<p>【用語解説】は有り難いです。掲載単語再精査の上、本文内で「当該単語は巻末に説明がある」旨分かる様な工夫があればより良いと感じます。</p>	<p>御意見として賜り、今後検討させていただきます。</p>
13	<p>食品中の農薬や重金属の残留が気になっています。農薬の残留基準違反や自主検査でカドミウム基準超過があったとされていますが、どのような事案だったのですか。</p>	<p>農薬の残留基準違反については、検査を行った「なす」1検体で基準値を超える殺虫剤が検出された事案で、玄米のカドミウム基準超過については、事業者による自主検査で基準値を超過した事案で、それぞれ回収・廃棄等の措置が行われております。</p> <p>いずれもわずかな基準値超過であり、健康への影響はないとされています。</p>

<p>1 4</p>	<p>「関係部局との連携で、農林水産物の生産段階の安全確保に努める」とされていますが、どのような取組を行うのですか。県民が安心して県内農産物を食べられるよう、取組を強化して頂きたい。</p>	<p>農産物については、生産段階において農薬取締法等に基づき農薬の適正使用等の取組が行われていますが、野菜の残留農薬基準違反等を踏まえ、生産者団体の研修会に食品衛生監視員を派遣するなど、農林水産部局との連携・協力体制を強化し、農林水産物の生産段階の安全確保に努めることとしています。</p>
<p>1 5</p>	<p>東京電力福島第2発電所の事故から6年が経過し、福島県沖で魚の漁獲が認められるようになったとのニュースを見ました。県では、食品中の放射性物質の検査は実施しないのですか。</p>	<p>放射性物質については、国の指示により策定した検査計画に基づき、東北地方及び周辺の都県において食品を出荷する際に検査が実施されており、基準値を超える食品については出荷制限等の措置が行われています。</p> <p>このため、本県では独自の検査は行っていませんが、万が一、汚染が強く疑われる食品が流通した際には、県内の流通状況の把握や検査、回収指導等、必要な対策をとることとしています。</p>